

みんなでなくそう。

#望まない 受動喫煙



受動喫煙対策推進マスコットけむいモン

様々な施設で、「原則屋内禁煙」は
義務になっています。

ひろがってるね、望まない受動喫煙対策

- 学校・児童福祉施設
- 病院・診療所
- 行政機関の庁舎 等

敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。
(特定屋外喫煙場所)

- 事務所 ●工場 ●ホテル・旅館
- 飲食店 ●旅客運送事業鉄道・船舶
- 国会・裁判所 等

原則屋内禁煙

喫煙する場所には標識があります！

お店の入口や喫煙室に掲示している標識を見ると、喫煙専用室があることや20歳未満の方は立入禁止など、そのお店の喫煙環境がわかります。標識をきちんとチェックしてみましょう。

施設や喫煙室に掲示している各標識

喫煙専用室

喫煙専用室



「喫煙室」の出入口の標識

○喫煙が可能
×飲食など不可
施設の一部に設置可

喫煙専用室あり



「施設」の出入口の標識

加熱式たばこ専用喫煙室

加熱式たばこ専用喫煙室



「喫煙室」の出入口の標識

▲加熱式たばこに限定
○飲食など可能
施設の一部に設置可

加熱式たばこ専用喫煙室あり



「施設」の出入口の標識

屋外・プライベート空間での配慮も忘れずに！

喫煙する時には、屋外や、プライベート空間でも配慮が必要です。

その他の標識はこちら



詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」Webサイトをご覧ください
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



受動喫煙対策
推進マスコット
けむいモン

